

Multi Interconnect 契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>
用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 4	(略)
5 クラウド等接続網	主として複数の電気通信サービス及びクラウドサービス等との間のデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
6 ～ (略) 15	(略)
16 サービス接続点	クラウド等接続網と次に定める電気通信設備との接続点 (1) LAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網のうち利用回線に係るもの (2) IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網のうち利用回線に係るもの (3) エクスチェンジサービス提供事業者のデータセンタ内に設置されるクラウドサービス等に係るもの
17 接続サービス	クラウド等接続網とサービス接続点を介して通信を行う利用回線及びクラウドサービス等
18 ～ (略) 23	(略)
区 分	内 容
1 ～ (略) 4	(略)
5 クラウド等接続網	主として複数の電気通信サービス、クラウドサービス等及びインターネット接続サービスとの間のデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
6 ～ (略) 15	(略)
16 サービス接続点	クラウド等接続網と次に定める電気通信設備との接続点 (1) LAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網のうち利用回線に係るもの (2) IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網のうち利用回線に係るもの (3) エクスチェンジサービス提供事業者のデータセンタ内に設置されるクラウドサービス等に係るもの (4) ISPが提供するインターネット接続サービスに係るもの
17 接続サービス	クラウド等接続網とサービス接続点を介して通信を行う利用回線、クラウドサービス等及びインターネット接続サービス
18 ～ (略) 23	(略)

新旧対照

旧	新												
<p>(通信パスの変更等) 第14条 契約者は、通信パスの追加、変更又は廃止の請求をすることができます。 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(接続サービスの変更等) 第15条 契約者は、接続サービスの追加、変更又は廃止の請求をすることができます。 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	<p>(通信パスの変更等) 第14条 契約者（<u>メニュー3に係る者を除きます。</u>）は、通信パスの追加、変更又は廃止の請求をすることができます。 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(接続サービスの変更等) 第15条 契約者（<u>メニュー3に係る者を除きます。</u>）は、接続サービスの追加、変更又は廃止の請求をすることができます。 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>												
<p>(利用料金の支払義務) 第26条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（利用料金）に規定する利用料金の支払いを要します。 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。 (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。 (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p>	<p>(利用料金の支払義務) 第26条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（利用料金）に規定する利用料金の支払いを要します。 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。 (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。 (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 871 633 911">区 別</th> <th data-bbox="633 871 1059 911">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 911 633 1270"> 1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（<u>4欄</u>に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 </td> <td data-bbox="633 911 1059 1270"> そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 1270 633 1370"> 2 メニュー1に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー1に係る </td> <td data-bbox="633 1270 1059 1370"> そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時 </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	支払いを要しない料金	1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（ <u>4欄</u> に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金	2 メニュー1に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー1に係る	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1158 871 1606 911">区 別</th> <th data-bbox="1606 871 2031 911">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1158 911 1606 1270"> 1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（<u>5欄</u>に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 </td> <td data-bbox="1606 911 2031 1270"> そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 1270 1606 1370"> 2 メニュー1に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー1に係る </td> <td data-bbox="1606 1270 2031 1370"> そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時 </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	支払いを要しない料金	1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（ <u>5欄</u> に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金	2 メニュー1に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー1に係る	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時
区 別	支払いを要しない料金												
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（ <u>4欄</u> に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金												
2 メニュー1に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー1に係る	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時												
区 別	支払いを要しない料金												
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（ <u>5欄</u> に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金												
2 メニュー1に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー1に係る	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時												

新旧対照

旧		新	
サービス接続点とすべてのサービス接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合（4欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメニュー1の部分についての料金	サービス接続点とすべてのサービス接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合（5欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメニュー1の部分についての料金
3 メニュー2に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー2に係るサービス接続点とすべてのサービス接続点との間の通信が全く利用できない状態生じた場合（4欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメニュー2の部分についての料金	3 メニュー2に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー2に係るサービス接続点とすべてのサービス接続点との間の通信が全く利用できない状態生じた場合（5欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメニュー2の部分についての料金
4 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	(略)	4 <u>メニュー3に係る本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本契約におけるメニュー3に係るサービス接続点とすべてのサービス接続点との間の通信が全く利用できない状態生じた場合（5欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u>	<u>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメニュー3の部分についての料金</u>
備考 (略)		5 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める本サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。		3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める本サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。	
4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。		4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。	
		(注) <u>本条第3項に規定する当社が別に定める本サービスは、料金表第1表（料金）に規定するメニュー2のもの及びメニュー3のものとしします。</u>	

新旧対照

旧	新														
<p>(責任の制限)</p> <p>第35条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額（この約款の規定により当社が定める料金額に限り、その額に限り賠償します。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">賠償する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 ～ (略) 3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。 (注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>	区 別	賠償する額	1 ～ (略) 3	(略)	備考 (略)		<p>(責任の制限)</p> <p>第35条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額（この約款の規定により当社が定める料金額に限り、その額に限り賠償します。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">賠償する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 ～ (略) 3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメニュー3の部分についての料金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。 (注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>	区 別	賠償する額	1 ～ (略) 3	(略)	4	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメニュー3の部分についての料金	備考 (略)	
区 別	賠償する額														
1 ～ (略) 3	(略)														
備考 (略)															
区 別	賠償する額														
1 ～ (略) 3	(略)														
4	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメニュー3の部分についての料金														
備考 (略)															
<p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第38条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 通信の伝送交換又は本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。</p> <p>(2) 契約者ID及びVPNグループ番号について、善良な管理者の注意をもって保管すること。</p> <p>(3) 本サービスを利用するため接続サービスその他の設備について、<u>当社が別に定める利用環境に適合するよう維持及び管理すること。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第38条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 通信の伝送交換又は本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。</p> <p>(2) 契約者ID及びVPNグループ番号について、善良な管理者の注意をもって保管すること。</p> <p>(3) 本サービスを利用するため接続サービスその他の設備について、<u>IP通信網サービス契約約款及びLAN型通信網サービス契約約款の規定に適合するよう維持及び管理すること。</u></p> <p>2 (略)</p>														

新旧対照

旧		新																											
別記 1 本サービスの提供区域等 (1) 本サービスは、当社が別に定める区域において提供します。 (2) 本サービスに係る通信は、サービス接続点相互間において提供します。 (3) 利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等は、次表のとおりとします。		別記 1 本サービスの提供区域等 (1) 本サービスは、当社が別に定める区域において提供します。 (2) 本サービスに係る通信は、サービス接続点相互間において提供します。 (3) 利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等は、次表のとおりとします。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気通信サービスの名称及び品目等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのプラン2</td> <td>通信プロトコルがレイヤ3によるものに限ります。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス</td> <td>メニュー5-1</td> <td>・10Gb/s品目のものを除きます。 ・通信の態様による細目がプラン4のものを除きます。</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-2</td> <td>・10Gb/s品目のものを除きます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		電気通信サービスの名称及び品目等		備 考	LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのプラン2		通信プロトコルがレイヤ3によるものに限ります。	IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス	メニュー5-1	・10Gb/s品目のものを除きます。 ・通信の態様による細目がプラン4のものを除きます。	メニュー5-2	・10Gb/s品目のものを除きます。	(注) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電気通信サービスの名称及び品目等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのプラン2</td> <td>通信プロトコルがレイヤ3によるものに限ります。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス</td> <td>メニュー5-1</td> <td>・10Gb/s品目及び25Gb/s品目のものを除きます。 ・通信の態様による細目がプラン4のものを除きます。</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-2</td> <td>・10Gb/s品目のものを除きます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		電気通信サービスの名称及び品目等		備 考	LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのプラン2		通信プロトコルがレイヤ3によるものに限ります。	IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス	メニュー5-1	・10Gb/s品目及び25Gb/s品目のものを除きます。 ・通信の態様による細目がプラン4のものを除きます。	メニュー5-2	・10Gb/s品目のものを除きます。	(注) (略)	
電気通信サービスの名称及び品目等		備 考																											
LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのプラン2		通信プロトコルがレイヤ3によるものに限ります。																											
IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス	メニュー5-1	・10Gb/s品目のものを除きます。 ・通信の態様による細目がプラン4のものを除きます。																											
	メニュー5-2	・10Gb/s品目のものを除きます。																											
	(注) (略)																												
電気通信サービスの名称及び品目等		備 考																											
LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのプラン2		通信プロトコルがレイヤ3によるものに限ります。																											
IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス	メニュー5-1	・10Gb/s品目及び25Gb/s品目のものを除きます。 ・通信の態様による細目がプラン4のものを除きます。																											
	メニュー5-2	・10Gb/s品目のものを除きます。																											
	(注) (略)																												
料金表 通則 (料金の計算方法等) 1 (略) 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。 (1) ~ (略) (4) (5) 第26条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。 (6) (略) 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第26条第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。 4 ~ (略) 11		料金表 通則 (料金の計算方法等) 1 (略) 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。 (1) ~ (略) (4) (5) 第26条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。 (6) (略) 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第26条第2項第2号の表の1欄から4欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。 4 ~ (略) 11																											

新旧対照

旧	新																																						
<p>第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1類 利用料金</p> <p>第1 臨時契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p>	<p>第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1類 利用料金</p> <p>第1 臨時契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 品目等に係る料金の適用</td> <td>ア 当社は、本サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 (フレッツ・コネクション)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2 (クラウドインターコネクション)</td> <td>クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>備考 メニュー2を選択する場合は、通信の相手先として1以上の利用回線を指定していただきます。</td> </tr> <tr> <td>イ メニュー1の利用料金は、利用回線1回線につき設定する1VPNグループ番号ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 当社は、メニュー2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</td> </tr> <tr> <td>(ア)</td> </tr> <tr> <td>～ (略)</td> </tr> <tr> <td>(オ)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 品目等に係る料金の適用	ア 当社は、本サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 (フレッツ・コネクション)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2 (クラウドインターコネクション)</td> <td>クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	メニュー1 (フレッツ・コネクション)	(略)	メニュー2 (クラウドインターコネクション)	クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの	備考 メニュー2を選択する場合は、通信の相手先として1以上の利用回線を指定していただきます。	イ メニュー1の利用料金は、利用回線1回線につき設定する1VPNグループ番号ごとに適用します。	ウ 当社は、メニュー2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。	(ア)	～ (略)	(オ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 品目等に係る料金の適用</td> <td>ア 当社は、本サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 (フレッツ・コネクション)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2 (クラウドインターコネクション)</td> <td>クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー3 (インターネットコネクション)</td> <td>当社が別に定めるISP事業者が提供するインターネット接続サービスに係るサービス接続点と利用回線に係るサービス接続点(LAN型通信網サービスに係るもの)に限ります。との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1 本サービスの利用に当たっては、通信の相手先として1以上の利用回線を指定していただきます。</td> </tr> <tr> <td>2 利用回線としてLAN型通信網サービスを指定する場合であって、通信の相手先としてLAN型通信網サービスに係るVPNグループを指定するときのVPNグループの数は、1とします。</td> </tr> <tr> <td>イ メニュー1の利用料金は、利用回線1回線につき設定する1VPNグループ番号ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 当社は、メニュー2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</td> </tr> <tr> <td>(ア)</td> </tr> <tr> <td>～ (略)</td> </tr> <tr> <td>(オ)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 品目等に係る料金の適用	ア 当社は、本サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 (フレッツ・コネクション)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2 (クラウドインターコネクション)</td> <td>クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー3 (インターネットコネクション)</td> <td>当社が別に定めるISP事業者が提供するインターネット接続サービスに係るサービス接続点と利用回線に係るサービス接続点(LAN型通信網サービスに係るもの)に限ります。との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	メニュー1 (フレッツ・コネクション)	(略)	メニュー2 (クラウドインターコネクション)	クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの	メニュー3 (インターネットコネクション)	当社が別に定めるISP事業者が提供するインターネット接続サービスに係るサービス接続点と利用回線に係るサービス接続点(LAN型通信網サービスに係るもの)に限ります。との間の通信を行うことが可能なもの	備考	1 本サービスの利用に当たっては、通信の相手先として1以上の利用回線を指定していただきます。	2 利用回線としてLAN型通信網サービスを指定する場合であって、通信の相手先としてLAN型通信網サービスに係るVPNグループを指定するときのVPNグループの数は、1とします。	イ メニュー1の利用料金は、利用回線1回線につき設定する1VPNグループ番号ごとに適用します。	ウ 当社は、メニュー2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。	(ア)	～ (略)	(オ)
区 分	内 容																																						
(1) 品目等に係る料金の適用	ア 当社は、本サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 (フレッツ・コネクション)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2 (クラウドインターコネクション)</td> <td>クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	細 目		内 容	メニュー1 (フレッツ・コネクション)	(略)	メニュー2 (クラウドインターコネクション)	クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの																															
	細 目	内 容																																					
	メニュー1 (フレッツ・コネクション)	(略)																																					
メニュー2 (クラウドインターコネクション)	クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの																																						
備考 メニュー2を選択する場合は、通信の相手先として1以上の利用回線を指定していただきます。																																							
イ メニュー1の利用料金は、利用回線1回線につき設定する1VPNグループ番号ごとに適用します。																																							
ウ 当社は、メニュー2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。																																							
(ア)																																							
～ (略)																																							
(オ)																																							
区 分	内 容																																						
(1) 品目等に係る料金の適用	ア 当社は、本サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 (フレッツ・コネクション)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2 (クラウドインターコネクション)</td> <td>クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー3 (インターネットコネクション)</td> <td>当社が別に定めるISP事業者が提供するインターネット接続サービスに係るサービス接続点と利用回線に係るサービス接続点(LAN型通信網サービスに係るもの)に限ります。との間の通信を行うことが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	細 目	内 容	メニュー1 (フレッツ・コネクション)	(略)	メニュー2 (クラウドインターコネクション)	クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの	メニュー3 (インターネットコネクション)	当社が別に定めるISP事業者が提供するインターネット接続サービスに係るサービス接続点と利用回線に係るサービス接続点(LAN型通信網サービスに係るもの)に限ります。との間の通信を行うことが可能なもの																														
	細 目	内 容																																					
	メニュー1 (フレッツ・コネクション)	(略)																																					
メニュー2 (クラウドインターコネクション)	クラウドサービス等に係るサービス接続点と他のサービス接続点との間の通信を行うことが可能なもの																																						
メニュー3 (インターネットコネクション)	当社が別に定めるISP事業者が提供するインターネット接続サービスに係るサービス接続点と利用回線に係るサービス接続点(LAN型通信網サービスに係るもの)に限ります。との間の通信を行うことが可能なもの																																						
備考																																							
1 本サービスの利用に当たっては、通信の相手先として1以上の利用回線を指定していただきます。																																							
2 利用回線としてLAN型通信網サービスを指定する場合であって、通信の相手先としてLAN型通信網サービスに係るVPNグループを指定するときのVPNグループの数は、1とします。																																							
イ メニュー1の利用料金は、利用回線1回線につき設定する1VPNグループ番号ごとに適用します。																																							
ウ 当社は、メニュー2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。																																							
(ア)																																							
～ (略)																																							
(オ)																																							

新旧対照

旧		新																	
	<p>エ メニュー2の利用料金は、通信パスの品目ごとに選択する1のDC接続又はクラウドサービスごとに適用します。</p>		<p>エ メニュー2の利用料金は、通信パスの品目ごとに選択する1のDC接続又はクラウドサービスごとに適用します。</p> <p>オ 当社は、メニュー3の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="1406 368 2007 914"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>通信パスについて、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Gb/s</td> <td>通信パスについて、2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Gb/s</td> <td>通信パスについて、3Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Gb/s</td> <td>通信パスについて、4Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Gb/s</td> <td>通信パスについて、5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Gb/s</td> <td>通信パスについて、6Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>通信パスについて、10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ メニュー3の利用料金は、通信パスの品目ごとに選択する1のインターネット接続サービスごとに適用します。</p>	品 目	内 容	1Gb/s	通信パスについて、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	2Gb/s	通信パスについて、2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	3Gb/s	通信パスについて、3Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	4Gb/s	通信パスについて、4Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	5Gb/s	通信パスについて、5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	6Gb/s	通信パスについて、6Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	10Gb/s	通信パスについて、10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																		
1Gb/s	通信パスについて、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																		
2Gb/s	通信パスについて、2Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																		
3Gb/s	通信パスについて、3Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																		
4Gb/s	通信パスについて、4Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																		
5Gb/s	通信パスについて、5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																		
6Gb/s	通信パスについて、6Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																		
10Gb/s	通信パスについて、10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																		
(2) ~ (略) (5)	(略)	(2) ~ (略) (5)	(略)																
(6) サービスの品質（稼働率SLA）に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、メニュー2（保守の態様による細目がグレード2のものに限ります。以下、この欄において同じとします。）について、イに規定する1の料金月における稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（付加機能利用料を除き、この表の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。</p> <div data-bbox="427 1361 1028 1399" style="border: 1px solid black; text-align: center;">(略)</div>	(6) サービスの品質（稼働率SLA）に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、メニュー2（保守の態様による細目がグレード2のものに限ります。以下、この欄において同じとします。）又はメニュー3について、イに規定する1の料金月における稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（付加機能利用料を除き、この表の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。</p> <div data-bbox="1406 1361 2007 1399" style="border: 1px solid black; text-align: center;">(略)</div>																

新旧対照

旧	新
<p>イ 1の料金月における稼働率は、そのメニュー2に係る通信パスにつき、次の算式により算出します。この場合、当社は、分単位で時間を測定することとします。</p> $1 \text{ の料金月における稼働率 (\%)} = \left[1 - \frac{\text{メニュー2に係る通信パスが次の各号のいずれかに該当する時間について、その料金月の総和}}{\text{当社がメニュー2に係る通信パスの提供を開始した日から起算してその通信パスを廃止した日までの日数のうちその料金月に係る日数を分数に換算した時間}} \right] \times 100$ <p>(ア) 本契約者の責めによらない理由により、そのメニュー2に係る通信パスを全く利用できない状態が生じた時間(第22条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がそのメニュー2の利用の中止をあらかじめその本契約者に通知した場合を除きます。)</p> <p>(イ) 当社の故意又は重大な過失によりそのメニュー2に係る通信パスを全く利用できない状態が生じた時間</p> <p>(注) (略)</p> <p>ウ 1の料金月におけるアの規定による減額(その料金月において、この表の(4)欄又は(5)欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。)は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その料金月の利用料金</p> <p>(イ) その料金月がメニュー2の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にそのメニュー2の提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月の利用料金の合計額</p>	<p>イ 1の料金月における稼働率は、そのメニュー2又はメニュー3に係る通信パスにつき、次の算式により算出します。この場合、当社は、分単位で時間を測定することとします。</p> $1 \text{ の料金月における稼働率 (\%)} = \left[1 - \frac{\text{通信パスが次の各号のいずれかに該当する時間について、その料金月の総和}}{\text{当社が通信パスの提供を開始した日から起算してその通信パスを廃止した日までの日数のうちその料金月に係る日数を分数に換算した時間}} \right] \times 100$ <p>(ア) 本契約者の責めによらない理由により、その通信パスを全く利用できない状態が生じた時間(第22条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がそのメニュー2又はメニュー3の利用の中止をあらかじめその本契約者に通知した場合を除きます。)</p> <p>(イ) 当社の故意又は重大な過失によりその通信パスを全く利用できない状態が生じた時間</p> <p>(注) (略)</p> <p>ウ 1の料金月におけるアの規定による減額(その料金月において、この表の(4)欄又は(5)欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。)は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その料金月の利用料金</p> <p>(イ) その料金月がメニュー2又はメニュー3の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にそのメニュー2又はメニュー3の提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月の利用料金の合計額</p>

新旧対照

旧	新
---	---

2 料金額

2-1 基本利用料

2-1-1 メニュー1に係る利用料金 (略)

2-1-2 メニュー2に係る利用料金 (略)

2-2 付加機能利用料 (略)

第2 臨時契約に関するもの

基本利用料及び付加機能利用料

日額

区 分	料 金 額
メニュー1 <u>及び</u> メニュー2に係るもの	その本サービスを、本臨時契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
備考 (略)	

2 料金額

2-1 基本利用料

2-1-1 メニュー1に係る利用料金 (略)

2-1-2 メニュー2に係る利用料金 (略)

2-1-3 メニュー3に係る利用料金

1 通信パスごとに月額

区 分	料 金 額
1Gb/s	35,000円 (税込価格 38,500円)
2Gb/s	45,000円 (税込価格 49,500円)
3Gb/s	55,000円 (税込価格 60,500円)
4Gb/s	65,000円 (税込価格 71,500円)
5Gb/s	75,000円 (税込価格 82,500円)
6Gb/s	85,000円 (税込価格 93,500円)
10Gb/s	125,000円 (税込価格 137,500円)

2-2 付加機能利用料 (略)

第2 臨時契約に関するもの

基本利用料及び付加機能利用料

日額

区 分	料 金 額
メニュー1、 <u>メニュー2</u> <u>及び</u> メニュー3に係るもの	その本サービスを、本臨時契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
備考 (略)	

附 則 (令和8年6月29日東経営第000200000874号)
この改正規定は、令和8年6月30日から実施します。